

北海道知床世界自然遺産条例（平成28年北海道条例第10号）の概要

前 文

- 条例制定に至った経緯やその背景
 - ・世界自然遺産に登録された理由（生態系・生物多様性）
 - ・地域に暮らす人々の絶え間のない努力があった事実（知床100平方メートル運動等）
 - ・地域の課題や懸念（野生動物とのあつれき、登山道の植生荒廃、担い手不足等）
 - ・知床をより良い形で将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務であること
 - ・関係者が一体となって保全や適正な利用に取り組む必要性
 - ・道民の総意としての条例の制定

第1章 総則

第1条 目的

- 知床の保全・適正利用に関し、次の事項を定め、又は明らかにすること
 - ・関係者が共有すべき理念
 - ・各主体の責務・役割
 - ・道の施策の基本となる事項
- 知床の保全・適正利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- 知床の将来の世代への継承を図ること

第2条 定義

- 次の用語を定義
 - ・条例適用地域（＝知床世界自然遺産の区域及びその隣接地）
 - ・来訪者
 - ・関係団体

第3条 基本理念

- 知床の保全・適正利用は、次を基本に推進
 - (1) 行政機関等の連携、道民、来訪者等との協働
 - (2) 定期的な調査研究、各種取組への順応的反映
 - (3) 陸域と海域における統合的な取組
 - (4) 保全地域と適正利用地域の区分
 - (5) 普遍的価値に対する道民等の理解増進
 - (6) エコツーリズムの推進
 - (7) 担い手の継続的な確保・育成
 - (8) 他地域の模範となる先進的な取組の推進
 - (9) 他地域との広域的な協力

第4条 道の責務

- ①総合的かつ計画的な施策の推進
- ②関係行政機関等との連携、道民、来訪者等との協働
- ③道民、来訪者等の取組の促進
- ④関係行政機関・団体等で構成される会議で合意された事項の尊重

第5条 関係団体の役割

- ①基本理念にのっとり推進
- ②関係行政機関等との連携、道民、来訪者等との協働

第6条 道民等の役割

- ①普遍的価値や自然環境の保全・適正利用に対する理解
- ②(地元住民)日常生活での自然環境に及ぼす影響の回避・低減、主体的な取組
- ③-1 観光旅行、余暇活動等における自然環境への配慮
- ③-2 遵守事項（自主ルール）の遵守
- ④施策等への協力

第7条 事業者の役割

- ①自然環境に配慮した事業活動
- ②(地元事業者)主体的な取組
- ③施策等への協力

第2章 基本的施策

第8条 知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進

- 国と道が共同して定めた「知床世界自然遺産地域管理計画」等に基づく施策の推進

第9条 施策の立案等における配慮等

- ①施策・事業の立案・実施における自然環境への配慮
- ②定期的な施策・事業の検証

第10条 国、関係市町村等の意見等の反映

- 関係行政機関・団体や道民・事業者の意見・提案の施策への反映

第11条 関係者間の意見の調整

- 保全と適正な利用に向けた関係者間の意見の調整

第12条 体制の整備

- 連携して推進するための体制整備

第13条 関係市町村等に対する支援

- 保全と適正な利用に関する関係市町村・団体に対する情報提供等

第14条 調査等の推進

- 定期的な調査の実施、科学的知見等の集積・共有

第15条 道民等の理解の増進等

- ①道民・来訪者の理解の増進、②エコツーリズムの推進
- ③道民・来訪者・事業者の取組の促進

第16条 担い手の確保及び育成

- 自然環境の保全・適正利用を推進する担い手の確保・育成

第17条 関係法令等に基づく措置

- ①関係法令等に基づく措置
- ②主務大臣に対する必要な措置の要請

第18条 財政上の措置

- 必要な財政上の措置

附 則

- ①施行日：平成28年4月1日から施行
- ②検討条項：5年経過ごとの見直し